（帳簿の記載事項等に関する経過措置）

第十一条　二十九年適用日から平成三十三年三月三十一日までの間における消費税法施行規則第二十七条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項第一号ハ中「内容」とあるのは「内容（当該資産の譲渡等が二十九年軽減対象資産の譲渡等（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第三十四条第一項に規定する二十九年軽減対象資産の譲渡等をいう。以下この条において同じ。）である場合には、資産の内容及び二十九年軽減対象資産の譲渡等である旨）」と、同号ニ中「資産の譲渡等の」とあるのは「税率の異なるごとに区分した資産の譲渡等の」と、同項第三号ハ中「内容」とあるのは「内容（当該仕入れに係る対価の返還等が他の者から受けた二十九年軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、仕入れに係る対価の返還等の内容及び二十九年軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）」と、同項第五号ハ中「内容」とあるのは「内容（当該貸倒れに係る課税資産の譲渡等が二十九年軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び二十九年軽減対象資産の譲渡等である旨）」と、同号ニ中「貸倒れ」とあるのは「税率の異なるごとに区分した貸倒れ」と、同条第三項中「課税資産の譲渡等（」とあるのは「課税資産の譲渡等（二十九年軽減対象資産の譲渡等に該当するものを除く。）（」と、「）」とあるのは「）と二十九年軽減対象資産の譲渡等（法第三十七条第一項の規定の適用を受ける事業者にあつては、令第五十七条第五項第一号から第六号までに掲げる事業の種類ごとの二十九年軽減対象資産の譲渡等）と」と、「に区分した」とあるのは「とにそれぞれ区分した」とする。

（課税標準額に対する消費税額の計算に関する経過措置）

第十二条　二十九年適用日から平成三十三年三月三十一日までの間における消費税法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年財務省令第九十二号）附則第二条第三項の規定の適用については、同項中「次項において」とあるのは「以下この項及び次項において」と、「計算した」とあるのは「税率の異なるごとに区分して合計した」と、「に百十分の十」とあるのは「のうち、課税資産の譲渡等（二十九年軽減対象資産の譲渡等（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第三十四条第一項に規定する二十九年軽減対象資産の譲渡等をいう。以下この項において同じ。）に該当するものを除く。）に係る税込価格の合計額に百十分の十を乗じて算出した金額及び二十九年軽減対象資産の譲渡等に係る税込価格の合計額に百八分の八」と、「の端数を」とあるのは「の端数を税率の異なるごとに区分して」と、「明示した」とあるのは「それぞれ明示した」と、「、同法」とあるのは「、消費税法」と、「当分の間、当該端数を」とあるのは「当該端数を税率の異なるごとに区分して」とする。

2　二十九年適用日から平成三十三年三月三十一日までの間における消費税法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年財務省令第九十二号）附則第二条第二項及び第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の消費税法施行規則第二十二条第一項の規定の適用については、同項中「」と」とあるのは「」を税率の異なるごとに区分して合計した金額と」と、「合計額（」とあるのは「合計額を税率の異なるごとに区分して合計した金額（」と、「端数を」とあるのは「端数を税率の異なるごとに区分して」とする。

○財務省令第二十一号

国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十四条の三第一項、第三十四条の五第二項、第七十四条の十三の二及び第百二十四条第一項並びに国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第七条の二第二号及び第四十三条の規定に基づき、国税通則法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

国税通則法施行規則の一部を改正する省令

国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「は、三十万円とし、同項に規定する財務省令で定める納付書は、国税局又は税務署の職員から交付又は送付された納付書（納税告知書の送達を受けた場合には、納税告知書）であり、かつ、バーコードの記載があるもの」を「以下である場合は、次に掲げる場合」に改め、同条に次の各号を加える。

一　法第三十四条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により国税（法第二条第一号（定義）に規定する国税をいう。以下同じ。）を納付しようとする金額が三十万円以下である場合

二　法第三十四条の三第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により国税を納付しようとする金額が一千万円未満であり、かつ、当該国税を納付しようとする者のクレジットカードによつて決済することができる金額以下である場合

第二条に次の二項を加える。

2　法第三十四条の三第一項第一号に規定する財務省令で定めるものは、国税局又は税務署の職員から交付又は送付がされた納付書（法第三十四条第一項（納付の手続）に規定する納付書をいう。次項第一号において同じ。）であり、かつ、バーコードの記載があるものとする。

3　法第三十四条の三第一項第二号に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げる事項の通知とする。

一　国税を納付しようとする者の氏名又は名称、当該国税に係る税目及び税額その他の納付書に記載すべきこととされている事項（第七条第三項（納付受託の手続）及び第八条第二号イ（納付受託者の報告）において「納付書記載事項」という。）

二　第一項第二号に規定するクレジットカードの番号及び有効期限その他当該クレジットカードを使用する方法による決済に関し必要な事項

第三条中「公租公課又は公共料金（日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これに準ずるものに係る料金をいう。）の納付又は収納に関する事務処理の実績を有する者その他これらの者に準じて国税（法第二条第一号（定義）に規定する国税をいう。以下同じ。）の納付に関する事務を適正かつ確実に遂行することができると認められる者であること」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

一　法第三十四条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）（納付受託者に対する納付の委託）に規定する納付受託者　公租公課又は公共料金（日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。）の納付又は収納に関する事務処理の実績を有する者その他これらの者に準じて国税の納付に関する事務を適正かつ確実に遂行することができると認められる者であること。

二　法第三十四条の三第一項（第二号に係る部分に限る。）に規定する納付受託者　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項（証紙による収入の方法等）に規定する指定代理納付者として道府県税又は都税の納付に関する事務処理の実績を有する者その他これらの者に準じて国税の納付に関する事務を適正かつ確実に遂行することができると認められる者であること。

第七条第一項中「第三十四条の三第一項」の下に「（第一号に係る部分に限る。）」を加え、「（以下この条及び次条において「納付の委託」という。）」を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「納付の」を「それぞれこれらの規定に規定する」に改め、「払込取扱票」の下に「又は納付書記載事項に係る電磁的記録（法第三十四条の六第三項（納付受託者の帳簿保存等の義務）に規定する電磁的記録をいう。第十二条の二第一項（電磁的記録に記録された事項の表示等）において同じ。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　納付受託者は、法第三十四条の三第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により国税を納付しようとする者の委託を受けたときは、当該国税を納付しようとする者に、その旨を電子情報処理組織を使用して通知しなければならない。